



金沢市公報

号外第30号

平成19年(2007年)11月8日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

ページ

● 規 則

- 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 (環境総務課) 1

規 則

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月8日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第79号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(平成5年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第3号を削り、同条第4号中「陶磁器くず(自動車等破砕物)の次に「及び廃石膏ボード」を加え、同号を同条第3号とし、同条第5号中「特定建設資材廃棄物」を「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第2条第6項に規定する特定建設資材廃棄物」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

平成19年(2007年)11月8日 印刷
平成19年(2007年)11月8日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)